

報告第17号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

専決第12号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年11月10日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

○○ ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和4年8月25日午前9時40分頃、幸手市東五丁目地内において、経年劣化した水道管の破損により、濁りが生じた水道水が流入し、相手方が経営している飲食店の営業に損害を生じさせたものである。

3 損害賠償額

金38,178円

上記金額の内訳

金銭賠償 38,178円

合 計 38,178円

